

キャリアアップ助成金～令和3年12月21日以降の助成額～

正社員化コース

< > は生産性の向上が認められる場合の額、() 内は大企業の額

○ 有期雇用労働者等を**正規雇用労働者等に転換または直接雇用**した場合に助成

① 有期 → 正規：1人当たり **57万円<72万円> (42万7,500円<54万円>)**

② 有期 → 無期：1人当たり**28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)**

③ 無期 → 正規：1人当たり**28万5,000円<36万円> (21万3,750円<27万円>)**

<①～③合わせて、1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人まで>

※ 正社員化コースにおいて「多様な正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員）」へ転換した場合には正規雇用労働者へ転換したものとみなします。

※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者または多様な正社員として直接雇用した場合に助成額を加算

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、就労経験のない職業に就くことを希望する者を、紹介予定派遣の後、派遣先の事業所が正社員として直接雇用した場合、直接雇用前に当該事業所に従事していた期間が、2か月以上～6か月未満でも支給対象。

・ ①③：1人当たり**28万5,000円<36万円>**（大企業も同額）

※ 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算

(転換等した日において母子家庭の母等または父子家庭の父である必要があります)

・ ①：1人当たり**95,000円<12万円>**、②③：**47,500円<60,000円>**（大企業も同額）

※ 人材開発支援助成金において高助成率とする一定のIT訓練等を経て正規雇用労働者へ転換した場合

・ ①：1人当たり**95,000円<12万円>**、③：**47,500円<60,000円>**（大企業も同額）

※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換または直接雇用した場合に助成額を加算

・ ①③：1事業所当たり**95,000円<12万円> (71,250円<90,000円>)** <1事業所当たり1回のみ>

賃金規定等改定コース

○ すべてまたは一部の有期雇用労働者等の**基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給**した場合に助成

① 1～5人：1人当たり **32,000円<40,000円> (21,000円<26,250円>)**

② 6人以上：1人当たり **28,500円<36,000円> (19,000円<24,000円>)**

<1年度1事業所当たり100人まで、申請回数は1年度1回のみ>

※ 中小企業において3%以上5%未満増額改定した場合に助成額を加算

・ 1人当たり**14,250円<18,000円>**

※ 中小企業において5%以上増額改定した場合に助成額を加算

・ 1人当たり**23,750円<30,000円>**

※ 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合

・ 1事業所当たり**19万円<24万円> (14万2,500円<18万円>)**を加算 <1事業所当たり1回のみ>

※ 令和3年8月19日以降の賃金規定等の増額改定に適用

(注) ただし、令和3年8月19日から令和3年12月20日までの間に賃金規定等を増額改定した場合は、改正前の様式を使用することで、改正前の制度による申請も可能。